

知ろう！ ひろげよう！

<小学校1～3年生のみなさんへ>

こどものけんり

こどものけんりについて、かんがえよう。



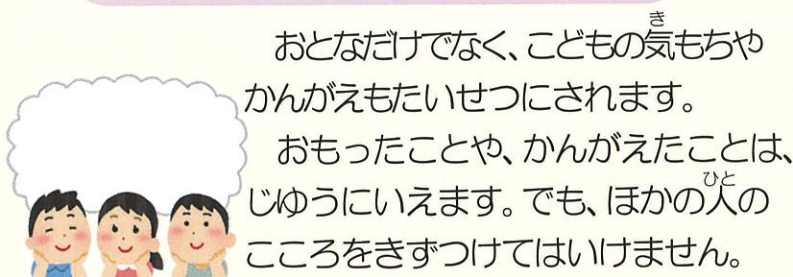
こどもはみんな、しあわせに生きるけんりやそだつけんりがあります。
そのけんりを守ることをせかい中でやくそくしています。
横須賀市も、こどものけんりをみんなで見守っていくためのやくそくをつくりました。
みんながしあわせにくらせるように、このパンフレットをよんでかんがえてみよう。



いっぱいあそぼう ゆっくり休もう



おもったことや かんがえたことは
いおう！ かこう！ あらわそう！



もっとまなびたい

どのこども、だれでも、
いつでも、どこでも、いろんな
ことをまなぶことができます。

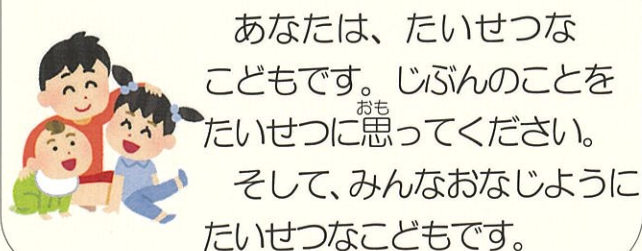


いのちはたいせつ

わたしのいのち。あなたのいのち。
みんなせかいで、たった一つのいのちです。
たいせつにしましょう。



あなたはたいせつ



みんなたいせつな友だち

あの子はいやだといったり、
なかまはずれにしたりしてはいけません。
どこの国に生まれても、どんなはだの色でも、
ことばがちがっても、しょうがいがあっても、
こどもは、みんなおなじように、たいせつです。



～もしも困ったことがあったら、電話しよう！～

よこすかし
横須賀市

「こどものじんけん ばん 110番」 ☎ 0120-007-110

よこすかしきょういくいいんかい
横須賀市教育委員会

保護者のみなさんへ

国際条約と横須賀市条例により、こどもの権利は保障されています。

こどもに関わる大人やすべての市民がこどもの権利を理解し、そのこどもにとって最も望ましい生き方が尊重される社会の実現を目指す必要があります。

このチラシは、こどもたちと一緒に、学校で、家庭で、地域で、「すべてのこどもたちが、幸せに生活できることとは何か」について考えていくために、ご活用いただければと思います。

◎「児童の権利に関する条約」（略称：こどもの権利条約）

平成元年(1989年)に国際連合で採択され、日本は平成6年(1994年)に条約締結国になりました。

世界中の人々が、こどもが幸せになるためにはどうしたらよいのかということを考えて作った大切な条約で、「こどもだからといって無視しないで。わたしたちの権利を守って」というこどもから大人へのメッセージです。

大人は責任を持って、こどもたちを大切に育てなければなりません。

日本をはじめ、世界のすべての国で安心して生活できる社会を実現できるように、みんなで力を合わせて、できることから行動に移していくことを願い、制定された条約です。

◎「横須賀市子どもの権利を守る条例」

横須賀市では、令和4年(2022年)7月に『横須賀市子どもの権利を守る条例』を施行しました。

こどもも一人の人間として様々な権利を有し、一人一人の個性は当然のこととして尊重されます。「こどもが保護者の愛情のもとに育まれ、地域や学校など多くの関わりの中で人間として成長していく。」それを見守り、支えるために、こどもに関わるすべての市民がそれを実践するための指針となる条例です。

<参考> 条例の解説

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3910/jourei.html>



～あなたの悩みを相談できるところ～

● こどもの人権110番

(平日/8時30分～17時15分)

☎0120-007-110

● こどもの悩み相談ホットライン

(月・水・金/9時～17時)

☎046-822-6522

● 横須賀こころの電話 (平日/16時～23時 土・日・祝日/9時～23時)

☎046-830-5407 ※毎月第2水曜日、16時～翌朝6時

● 横須賀市児童相談所 (平日/8時30分～17時)

☎046-820-2323

● こども青少年相談 (平日/9時30分～17時)

☎046-823-3152

～「こどもの権利」解説リーフレット～

編集 横須賀市教育委員会
教育研究所

☎046-836-2443

発行 こども家庭支援センター
こども家庭支援課

☎046-827-7744

〒238-8550
横須賀市小川町11 番地

- ・このリーフレットは、人権啓発活動地方委託費を活用しています。
- ・5,800部印刷し、1枚7.3円で製作しました。
- ・再生紙を使用しています。

令和6年（2024年）10月発行